

No.	内容
	計画の基本的な考え方や目標などに関すること
	施策の対象者について
1	<p>第1章 計画の基本的な考え方</p> <p>1 計画策定の趣旨 5行目の文章の後に、下記の文章を追加してください。</p> <p>この法律第二条では この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。」となっています。</p> <p>理由 ページの下段にまとめとして掲載されていますが、文章中にもあったほうが、理解しやすいため。</p>
2	<p>計画の基本的な考え方に「富山県内のすべての女性の人権が尊重され…」とあるが、この計画は困難な問題を抱える女性のための計画です。すべての女性のためならもっと広範囲な様々なものを盛り込むことが必要になるのではないか。それは男女共同参画計画の主旨であると思う。明確に誰のための計画かを示すために「県内の性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性の人権が尊重され…」に</p>
3	<p>「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び国の同法「基本方針」では、「人権の擁護」「男女平等」「女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現」といった基本的な理念が掲げられました。また、居所なし、生活困窮やDV被害者だけでなく、性暴力被害者、若年女性、その他複合的な困難をかかえるさまざまな女性を支援する等、支援対象を広げることが明確にされています。富山県の基本計画（素案）では、計画の目標が「富山県内すべての女性の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らすことができる社会づくり」となっています。すべての女性とすることで、支援対象が不明確になる懸念があります。同法が施行された目的にそって、支援対象は、「困難な問題を抱える女性」と明記して頂きたいと思います。</p>
4	<p>計画策定の趣旨、計画の目標について</p> <p>「富山県内すべての」を「困難な問題を抱える女性」として、対象を明確にしたらよいと思う。</p>
5	<p>第1章 計画の基本的な考え方 及び 第3章 計画の目標等 について</p> <p>「すべての女性の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らすことができる」という文言を、「困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らすことができる」に変更してください。</p> <p>素案の表現だと、すべての女性の安心が満たされない旨の訴えがあった場合に、困難な問題を抱える女性の一時保護や居場所の提供が取りやめられる可能性があります。</p> <p>支援の対象を明確化して、計画の実施が妨げられないようにしてください。</p>
6	<p>第3章 計画の目標等 1計画の目標（目指す方向）</p> <p>「すべて」を削除し、「困難な問題を抱える女性」に変更する。</p> <p>理由 施策の範囲を明確にするため。</p>
7	<p>計画の目標について</p> <p>「すべての女性」を「困難な問題を抱える女性」とする。</p>
8	<p>第3章 計画の目標等</p> <p>1 計画の目標(目指す方向)の『富山県内のすべての女性の人権』を、『困難な問題を抱える女性の人権が』としてください。</p>
9	<p>計画の目標のところを、「すべての女性の人権…」を「困難な問題を抱える女性の人権…」にする。</p>
10	<p>計画の目標について</p> <p>「富山県内のすべての女性」となっていますが、本来の目的である「困難な問題を抱える女性」に変更してください。</p> <p>対象を「富山県内のすべての女性」とすることで、施策の範囲が曖昧になってしまいます。</p> <p>また、「すべての女性の安全」のために、とすることで、特定の属性の女性が排除・差別されてしまうこととなります。</p> <p>トランスジェンダー女性も含めた困難な問題を抱える女性の人権の擁護が目的であることを明確にしてください。</p>
11	<p>第1章 計画の基本的な考え方</p> <p>計画策定の趣旨 13行目 「富山県内のすべての」を削除し、下記の文書を追加してください。</p> <p>困難な問題を抱える女性の人権を擁護するとともに、その性に起因して困難な状態に陥りやすい女性を支援すること、また、性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮することで、</p> <p>理由 富山県内すべての女性とすることで、施策の範囲が曖昧になってしまうので、トランスジェンダーも含めた、困難な問題を抱える女性の人権の擁護が目的であることを明確に示すため。</p>
12	<p>第1章 計画の基本的な考え方</p> <p>「計画策定の趣旨」の『富山県内のすべての女性の人権が』を、『困難な問題を抱える女性の人権が』とし、困難な問題を抱える女性の人権を擁護すること、性別に起因して社会的に困難な状態に陥りやすい女性を支援すること、トランスジェンダー女性についてもそのことに起因する偏見、人権侵害による困難に配慮することなどの文章を補足してください。</p>
13	<p>この対象の女性たちの中にトランスジェンダーの女性も国の法律の概要に明記されているが、県の計画には言葉がない。困難な状況に置かれている方も多いと推測され、明記することで性的マイノリティの方への支援となるので、どこかに入れるべきである。</p>

No.	内容
14	<p>第4章（3）女性の意思を尊重した相談や一時保護等支援の実施 次の【 】内を補足してください。 「また、高齢者や障害者、【性的少数者（LGBTQ）】外国人など多様な支援対象者についても個々の状況に配慮するとともに、関係機関との連携・協力体制の強化に努めます。」 （理由・説明） （1）厚労省は、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」で、トランジェンダーについても施策対象として明記しています（末尾の参考資料をご参照）。 （2）他県は（仮）「困難な問題を抱える女性支援基本計画」において、性的少数者やトランスジェンダーを計画に明記しています。 （3）富山県は、2023年からパートナーシップ宣誓制度を設け、同性カップルや性的マイノリティの人権を擁護する施策を進めています。 （4）さまざまな調査において、性的少数者は、暴力や困難に直面しがちであることが明らかにされており、その置かれている状況を踏まえた支援が求められています。 （5）この「計画の目標(目指す方向)」として、「富山県内のすべての女性の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らすことができる社会づくり」を掲げています。その目標に沿って、性的少数者についても、社会のさまざまな場で排除されがちな実情をふまえ、明記して対応に当たる必要があります。</p>
15	<p>支援対象 いわゆる「性的マイノリティ」のうち、「女性」「自認女性」のいずれでもない方は本支援の対象ですか？対象である場合は理由や根拠など県の考えをご教示下さい。</p>
16	<p>支援対象 国の基本方針で言及される「自認女性」は支援対象ですか？対象である場合、いわゆる女性スペースを守る配慮をお願いします。</p>
17	<p>対象の女性で、賃金差別で男性より生涯低い賃金であったり、専業主婦であったりし無年金に近い高齢女性など経済的にたいへん困窮している方、男女差別の慣習などで苦しんできた方なども困難を抱えて生きてきたり、経済的・精神的に追い詰められて来た女性たちも対象ではないかと考える。しかし、今回の計画の中にはそのような方は対象ではないのでしょうか。将来的すべての困難な問題を抱える女性であるから今後検討いただきたい。</p>
18	<p>推進指標について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和10年度目標」が単に「引き下げる」となっているのが2か所あります。→おおよそでも「〇割以下」など数字を設定してください。そのことがこの計画の目指す方向を実現することにつながります。 ・共同する民間団体数：令和5、10年度とも空欄なので、数字を入れてください。
19	<p>令和10年度の推進指標を女性相談センターが…知らない割合と相談したかったけどできなかった人の割合の両方が「引き下げる」となっているがあまりに安易ではないか。数字を入れるべき。知らない割合は「5割」できなかった人の割合は1割にする。また、同じ表の中で、民間団体数が空白なのは何か？数字を入れること。</p>
20	<p>実際に何人の自立に繋げるかなど、不安感の払拭以外に支援成果そのものについて目標を掲げられないでしょうか？ 支援において、計画や人員確保、研修といった支援体制の整備、支援を使いやすくするための周知は重要ですが、それらは支援の手段であってその達成が主たる目的となることに違和感を覚えます。 五年という相応の長さを持つ計画ですから、手段のみが整備されて肝心の支援そのものから目が逸れないよう、支援そのものを評価指標に入れてはいかがでしょうか？</p>
21	<p>この新法では、支援活動において、民間団体が対等な協働者として位置付けられたことも画期的なことと考えています。推進指標に民間団体の記載がありません。推進指標に民間団体との連携についても具体的に表記していただきたいと思えます。</p>
22	<p>協働する民間の団体数を記載してほしい。</p>
23	<p>協働する民間団体数が記載されていない理由をお知らせください。</p>
24	<p>推進指標に「女性総合相談窓口設置市町村数」欄が令和5年度空欄となっているのは、なぜか。同じく、協働する民間団体数も空欄である。令和10年度の欄も空欄で、おかしい。</p>
25	<p>支援調整会議について</p> <p>支援調整会議に、社会福祉協議会を追加してはどうか</p>
26	<p>支援調整会議（県代表者会議イメージ）に障害福祉関係や、高齢福祉関連、生活困窮者支援関連も含めてください。 理由 困難な問題を抱えた女性は、被害の影響により精神障害となり福祉の支援が必要な人がいるなど、さまざまな、支援先の連携が必要だと考えます。</p>
27	<p>支援調整会議に、障害者福祉関係、高齢者福祉関連、生活困窮福祉関連団体も含めてください。</p>
28	<p>支援調整会議の個別ケース会議の市町村構成員に「本人を含む」を追加してほしい。</p>
29	<p>支援調整会議について 個別ケース会議 市町村の構成員に「本人を含む」を追加してください。 理由 国の基本的な方針に「個別ケースについては、健康状態が許さない場合等の例外を除き、本人の参画を得た上で、具体的な個別支援のための計画を策定する必要がある。」との記載がある。</p>
30	<p>素案の概要図に、推進指標「県における支援調整会議の設置」に令和6年度設置とあるが、もう新年度は目の前に来ている。具体的な組織や人員配置など体制づくりは進んでいるのか。ここにも、ぜひ多様な支援活動団体の参画を実現すべきだと思う。</p>

No.	内容
	支援に関すること
	未然防止や早期発見に関すること
31	第4章基本目標1(1)未然防止と早期につながるための環境づくりについて「命の大切さ大切さや他人を思いやる教育」という文章がありますが、「人権」＝「思いやり」ではありません。新法や国の基本方針で示されている「女性の人権尊重」を基本にしてほしいと思います。
32	第4章基本目標1(1)の最後の段落：「こどもの発達段階にあわせた・・・」ところ。「命の大切さや他人を思いやる教育」はすでに道徳教育やいじめなどの対策で学校では行われていると思います。不足しているということもあるかもしれませんが、人権教育が日本では根本的に不足しています。自分も他人も大事にする、尊重されるべき存在なんだということがずっと身につけてこなかったことが、自己責任にし人に助けを求めない、相談機関のハードルが高いということの原因でもあると思う。「学校教育での人は尊重されるべきという人権教育」にする。また、教育の場で支援機関の存在も周知も必要と考える。
33	第4章の基本目標1(1)未然防止と早期に相談につながるための環境づくりの項の、子どもや若者に対する啓発や取り組みに、女性の人権の擁護、男女平等教育を盛り込んでいただきたいと思います。
34	第4章の基本目標1(1)未然防止と早期に相談につながるための環境づくりのところ、思いやる教育を女性の人権尊重とする。
35	第4章 基本目標1(1)未然防止と早期につながるための環境づくり 15行目「・・・取り組みを通して」の後に「また、担当部局及び教育委員会等との連携による女性の人権を尊重とかかする教育や、性暴力被害、性暴力や性的搾取等の加害防止等に関する教育・啓発等に努めることで、」を追加してください。 理由 人権の擁護や男女平等が基本的な理念と、国の基本的な方針に記載されているので、それに沿った文章が必要だと思います。
36	新法や国の基本方針に何度も記載されているアウトリーチに関する項目が県の基本計画にはありません。施策の方向性に「居場所の提供やアウトリーチ」「インターネットの活用や巡回等」を追加してください。
37	(1)未然防止と早期に相談につながるための環境づくりのところアウトリーチを入れる。「(1)未然防止と早期に相談につながるためのアウトリーチと環境づくり」とする。また、本文は4行目を「・・・多様な相談支援とアウトリーチにより、早期の相談に結びつける。」とする。アウトリーチについて国の法に明記されている。
38	計画の体系 アウトリーチを入れる。法に明記されていて、重要なことであるので、推進項目の一番上に「民間団体等と連携した早期発見」に「民間団体等と連携したアウトリーチによる早期発見」とする。
39	国の基本方針では、アウトリーチの重要性が記載されています。県の素案ではアウトリーチという言葉が記載されていません。アウトリーチの内容が書き込まれているのかもしれませんが、計画の体系にアウトリーチを入れてください。
40	第4章(2)行政と関わりが持ちづらい女性への居場所の提供 「また居場所の提供を行う民間団体が」のところに「居場所の提供やアウトリーチを行う」というように、アウトリーチという言葉を入れてほしい。
41	基本目標1(2)行政と関わりが持ちづらい女性への居場所の提供の推進項目に「インターネットの活用」を追加
42	計画の体系 基本目標1(2)施策の方向性に「アウトリーチ」を追加してほしい。
43	第2章1 現状(1)県内の女性をめぐる現状②相談窓口の認知度 16項目のうち、ほとんどが認知度50%以下であり、③B望む支援として、「相談体制の充実、強化」に関すること、「居場所や交流の場の提供」が多かった、という結果から、私は富山県では特にアウトリーチが重要だと考える。そこで、第4章 基本目標1(2)行政と関わりが持ちづらい女性への居場所の提供に、アウトリーチに関する内容を具体的に加えることが必要だと思う。
44	第4章基本目標1(2)行政と関わりが持ちづらい女性への居場所の提供に「アウトリーチ(巡回や訪問)」を追加してください。あわせて、アウトリーチの内容も追加してください。例えば、下から4行目の「居場所の提供」の後に「やアウトリーチ」を追加する。 理由 国の基本的な方針にあるアウトリーチを記載しておくことが重要です。
45	計画の体系 基本目標1(2)施策の方向性に「アウトリーチ」を追加し、「行政と関わりが持ちづらい女性への居場所の提供やアウトリーチ」とし、推進項目に「インターネットの活用や巡回等」を追加してください。 理由 国の基本的な方針では、アウトリーチについて記載されている。現在、富山県内では実施できていないのかもしれませんが、計画に盛り込んでおくことが重要と考えます。
46	計画P15の中に福祉を担う方として民生委員・児童委員や男女共同参画推進員などが出てきますが、その方々への理解が不十分で、困難な女性たちをなお傷つける可能性を危惧します。理解してもらわなければならない方々へのきちんとした研修の徹底をすべきだと思います。
	一時保護に関すること
47	第4章基本目標1(3)の箇所、「一時保護決定までの間、当面の非難のための代替施設、ホテル予算の確保など土日夜間でも対応できる対策を講じます」という文言を付け足してほしいです。
48	第4章基本目標1(3)のところ、「保護を望んだ女性は原則保護するよう努めます」という文言を付け足してほしいです。
49	第4章基本目標1(3)(P16)の19行目以降に、一時保護決定までの間、当面の避難のための代替施設、ホテル予算の確保など、土日夜間でも対応できる対策を講じます。と付け加えて欲しい。 理由 これまで支援が届きにくかった人を支援できるようにするため。

No.	内容
50	さらに以下を追加してください。 保護を望んだ女性は原則保護するよう努めます。 理由 保護を望んでも、身体的暴力なし、ペットを連れて行けないといわれた、決心ができていない等で、保護が利用できない女性がいたため。
51	第4章基本目標1(3)P16の文末に「場所を秘匿しないオープンな一時滞在場所や居場所の設置を確保します」という文言を付け足してほしいです。
52	第4章基本目標1(3)女性の意見を尊重した相談や一時保護等支援の実施 19行目の文末に、下記を追加してください。 場所を秘匿しないオープンな、例えば実家代わりに利用できる一時滞在場所や「居場所」の設置を確保します。 理由 従来の一時的保護では、利用できなかった女性のニーズに合わせていくため。
53	第4章基本目標1(3) 文末(19行目)に「生活を確保することが優先される女性等」のあとに「ペットと一緒に利用を希望する」も記載してほしい。
54	第4章基本目標1(3)女性の意見を尊重した相談や一時保護等支援の実施 18行目「優先される女性」の後に「ペットと一緒に利用を希望する」を追加してください。 理由 ペットと一緒にだと利用できないといわれ、一時保護を断念する事例が多いため、明記しておくことが、支援に必要です。
55	第4章基本目標1(3)女性の意見を尊重した相談や一時保護等支援の実施 上から4行目 文末に下記を追加されたい。 DV・虐待・性暴力など加害者が存在するケースでのアセスメントは、まずは加害行為の悪質度や危険度のアセスメント及び加害者に対してどのような方法で対応できるかのアセスメントが必要である。 理由 相談支援員や支援チームがこのような判断能を持って支援にあたるのが大切であるため。
56	自立支援やアフターケアに関すること ・常に必要と感じているのは女性専用のステップハウス。長く暴力被害を受けていれば、精神的に疲弊し、男性恐怖症や対人恐怖症、トラウマに悩まされたりで一般的な生活にすぐさま対応できる人は少ない。その生活に進む前の準備段階としての施設が必要です。 ・県内にはステップハウスがないことはもとより、最後の母子生活支援施設が3月に閉鎖と聞いています。「はこもの」と言われる居場所は、困難な問題を解決に導くためには非常に重要な役割を担っているのに、県内にはそういった施設があまりにないことに憤りさえ感じています。 ・民間団体がいくつかの居場所を作っていますが、民間支援団体の善意だけでは人の人生に介入するにはあまりに責任重大であり、荷が重いと思えます。この「はこもの」について素案には何も書かれていないのはどういったことでしょうか。5年間の目標とありますが、この後まだ5年間も何も考えられないということでしょうか。この法律があったとしても、これでは女性支援になると言えるので
57	富山県には、婦人保護施設(新法では女性自立支援施設)がありません(設置がないのは全国で7県です)。 基本計画に「女性自立支援施設の設置」を検討するとしてください。
58	婦人保護施設や母子生活支援施設がないことで進路が狭められていないでしょうか。子どもと一緒に長期に生活する施設があることで、女性たちの生活が安定すると思います。本県にないことをどう考えるのか。せめて必要性を検討するべきだと思います。計画に明記を望みます。
59	女性専用のステップハウスの設置が必要 人権侵害である暴力から距離を置き、支援者と一緒に今後の生き方を考える場所が必要だと思います。その中で母子生活支援施設が閉鎖されると聞きました残念です。
60	現在、富山県には、婦人保護施設(新法では、「女性自立支援施設」)が設置されていません。この機会に、ぜひ、女性自立支援施設の設置を目標に書き込むことを要望いたします。
61	女性自立支援施設の設置を検討してほしい。
62	2-(5)として「女性自立支援施設の設置の検討」を加えてほしい。
63	女性専用のステップハウスの設置 困難な問題を抱える女性からの相談で一番多いのが暴力です。その暴力から距離を置き、安心できる場所が必要です。是非、女性専用のステップハウスの設置をお願いします。また、最後の母子生活支援施設が3月に閉鎖と聞いています。是非、存続をお願いします。
64	一時保護委託先の確保に努めるとあるが、是非、県で女性支援施設を設置してほしい。国の方針にも女性自立支援施設(旧名:婦人保護施設)の設置がうたわれている。
65	基本計画に女性自立支援施設の設置の検討を入れて欲しい。
66	第4章 施策の内容 について 「基本目標1」の項目に、「女性自立支援施設の設置・保健衛生の確保」を追加してください。 一時保護施設や居場所の他に、女性自立支援施設を設置してください。 困難な問題を抱える女性が子どもと一緒に安心して社会生活を営むことができるよう、中長期的に居住できる施設を設置し、心と身体の保健衛生を確保できるようにしてください。
67	4 計画の体系 基本目標1 施策の方向性 に(5)として「女性自立支援施設の設置の検討」を追加してください。 理由 全国では47県に設置されているが、現在富山県では設置されていない。この計画を機に検討を開始してください。
68	基本目標1(6)女性の希望や意思に応じた自立支援④居住支援 文末に「家に居場所のない若年女性や同居親族から暴力を受けている女性等の住居の確保に努めます」という文言を付け足してほしいです。

No.	内容
69	基本目標 1 (6) 女性の希望や意思に応じた自立支援 ④居住支援 4行目 文末に、下記を追加してください。 家に居場所のない若年女性や同居親族から暴力を受けている女性等の住居の確保に努めます。 理由 さまざまな理由による住まい確保の必要な人への支援が必要なため。
70	基本目標 1 (6) 女性の希望や意思に応じた自立支援③就労支援 -「子育て世帯においては、仕事と子育ての両立ができるよう支援する」と追記してほしい。
71	基本目標 1 (7)地域での生活再建を支えるアフターケアの推進 -民生委員の協力も必要であるとする。
支援体制に関すること	
民間団体等との連携・協働に関すること	
72	基本目標 2 には、支援体制の充実・強化について書かれている。「関係機関」という言葉に続けて「民間団体」を加えてほしい。
73	「3 施策の実施に関する考え方」、5行目の文を「民間団体等が、双方の特色を生かし補完し合い、互いに連携しながら対等の立場で協働します。」と、国の方針に沿って「対等の立場で」をしっかりと入れてほしい。
74	基本目標 2 (3) L22 「困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体の周知広報や協働事業の実施などにより」のあとに「予算措置を含め」という言葉をいれてください。
75	基本目標 2 (3) 民間団体との連携・協働の充実 6行目 「実施などにより」の後ろに「予算措置も含め」を追加してください。 理由 民間団体が活動を維持できるような予算事業、補助金の活用など検討してください。
76	基本目標 2 (3) 民間団体との連携・協働の充実の最後が「…支援を検討します」となっているが、資金不足や公的サポートができない部分を民間団体がこれまでも犠牲的にしてきたのだから、「支援を行います。」にすべきと考える。
77	民間団体の支援者には財政的な支援を保障してください。女性相談センターができない柔軟な対応を求めながら、それが保障されていないと思います。活動状況の調査結果からも課題のトップが財政的基盤の脆弱性でした。収入となるのは公的補助だけではないでしょうか。民間団体に担うことの多いこの計画です。財政面の強化も明記してください。
78	第 4 章 施策の内容 について 「基本目標 2 」の項目に、「民間団体への助成、事業業務委託の拡充」を追加してください。 民間団体の財政基盤の脆弱性や人的支援の不足を補い、きめ細やかな支援を持続可能な形で提供できるようにしてください。
79	基本目標 2 (3) 民間団体との連携・協働の充実に、次の【 】内を補足し、《 》内を削除してください。 「困難な問題を抱える女性への支援を行う【各種の】民間団体の周知広報や協働事業の実施などにより民間支援団体の活動継続に対する支援を【進め】《検討し》ます。」 (理由・説明) ・自殺防止の相談を受け付けている団体、性的少数者への支援団体、外国人への支援団体など、女性に限らず支援を行っている団体も、ケースにより連携・協力対象として有益です。「困難な問題を抱える女性への支援」を主目的としている団体に限定せず、そうした団体とも連携・協力する方向性がわかる表現にしてください。 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の第13条では「民間の団体との協働による支援」として、「困難な問題を抱える女性を発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。」としています。また第十九条では、「国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。」と定めています。富山県の本計画で「検討します」という書き方では、この法律から大きく後退していて法令に沿っておらず、修正が必要です。
80	第 4 章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項 基本目標 2 (4) 関係機関等の連携・協働による支援体制の充実・強化に、これまで富山県内の困難な問題を抱える女性への支援を実践してきた公的団体と民間団体の支援協議会等を県で立ち上げていただきたいと思います。その協議会で、困難な問題を抱える女性への支援を具体的に進めていくための話し合いができればと思います。
81	緊急の対応を要するものもあり、他機関との連携・調整できる権限も必要です。そのためには日頃から、関係機関や民間団体との連携強化体制の整備も大切ではないでしょうか。

No.	内容
	女性相談支援員の配置等に関すること
82	第2章1現状(3) 富山県内市町村の状況 のところで、県内4市で女性相談員を8名配置、3市で女性相談窓口を設置している、とあるが、余りにも人が足りないと思う。配置していない理由には「人材確保の難しさ」が最も多いとある。そもそも、そのような人材を募集しているのか、疑問である。実態を詳しく説明すべきでは？
83	4 計画の体系 基本目標2(1) 推進項目に「相談支援員の増員」を追加してください。 理由 様々な問題を抱える女性を包括的に支援するため、従来的人数では対応できない可能性があるため。
84	4 計画の体系に「相談支援員の増員」を追加してください。 多様な相談支援、そして早期の支援開始が求められていますが、困難な問題を抱える女性の支援に必要な生活・福祉制度の事務を担っている市区町村に、現状では女性相談支援員が足りない状態です。 市区町村の対応の質の向上や支援相談員のバーンアウトを防ぐためにも、ぜひ十分な数の女性支援相談員を配置ください。
85	4 計画の体系の基本目標2(1) 推進項目に「相談支援員の増員」を加えてほしい。
86	基本目標2(1)の支援機関の機能強化 のところに「全市町村の女性相談支援員の複数配置」を入れる。 また、「県・市町村の女性相談員は不安定な非正規職(会計年度職員)ではなく、正規職員の配置に努める。」とする。
87	女性相談員支援員の配置状況は、市町村によって格差がないように。 現状は、婦人相談員の配置が、市町村によって格差があります。住んでいる市町村によって、相談・支援体制の格差が生じないようにして頂きたい。
88	基本目標2(1)の支援機関の機能強化に「女性相談支援員の全自治体への配置を含む増員」と入れて欲しい。
89	・切れ目のない支援を行うのを迫られるのは相談員という非正規雇用者です。給与面などのお粗末な待遇だけでなく、この非正規雇用者に困難を抱えて相談に来る人の人生に関われというのはどう考えても無理難題なのではないでしょうか。 ・資質向上のための研修は費用の掛からない県内での開催に限られ、短時間で済ませられ、必要な知識を得たいと思っても満足を得られるものではありません。 ・女性相談員を配置している自治体があっても、けっして相談者にとって有効な相談が受けられるわけではありません。市民はそんな相談窓口の情報を様々なネットワークやSNSで共有しています。市役所は何もしてくれない、何も考えてくれない、手続きをしないと手当がもらえなから窓口に行くだけで、相談にはならない…といった声を聞きます。これはすべて相談員の問題なのではないでしょうか。この素案が功を奏し、県が主体となっていただくことで、相談員の資質向上がもたらす市民への利益に各自治体が目を覚ましてくれることを願います。
90	女性相談員支援員を正規職員にすべきです。 女性相談支援員が中心となってあらゆる困難を抱える女性の具体的支援をするものですが相談支援員の多くは会計年度任用職員、非正規職員と聞きました。非正規職員では身分や経済的不安定で1年ごとの任用では熟練した相談支援員の育成ができないと思います。
91	・悩んでいる事(介護)について自分の気持ちや思いを何処で誰に相談すればいいのか?ととりあえず市役所で相談してみようと思い行きましたが、対応者は「何が問題なのか、何をしたいのか……」更に気持ちが塞ぎました。この経験から思うことは困っているときに専門的な知識と経験があり寄り添ってくださる相談支援員であれば信頼関係も築け力が出ると思います。このような相談支援員が安定的に継続的にそしてスキルアップ研修ができるよう正規公務員等待遇の改善と増員を求めます。
92	女性相談支援員の資質と待遇の向上を求める ・困難な問題を抱える女性が相談に来た場合、職員の知識・スキルや多様化する悩みへの対応等が求められます。そのために、職員は非正規ではなく正規職員で配置をお願いします。
93	女性の問題はDVだけではなく、予期せぬ妊娠や孤立出産、シングルマザー、低賃金、住居の確保等々広範囲かつ、多岐にわたります。そこで、この問題を解決するための相談窓口の一本化が大変重要と言えます。そして、最前線で相談を受ける相談員には、さまざまな情報を整理し、解決の糸口を提示できるスキルが求められます。そのためには、身分・賃金保障が大変重要です。昨今は会計年度職員が担当する事例も増えてきていますが、資格を持った正規職員での配置が必要です。
94	・なんといっても、女性たちの支援をしている相談員や民間支援団体への待遇改善が必要です。そうでないと支援を求めて来た方に必要な支援ができません。 ・女性相談員の方はすべて正規職員ではありません。年度年度採用の会計年度職員です。相談は1年の業務ではありません。女性たちを安く雇用する県・市町村行政とこの計画は矛盾を感じます。現在の相談員の正規化(せめて半数は)を行い、困難な女性たちに全力で寄り添えるように、正規職員と賃金や休暇など大きな差がある非正規の相談員の方々の改善を強く求めます。せめて課題として明記してください。 ・また、市町村の相談員は一人や配置0のことがあります。1人では業務の改善ができません。複数の配置が必要です。また、配置0のところは自治体の理解とやる気がないということです。まず、そこに指導し法を理解させてください。それが住民の理解につながります。行政自身が問題意識を持つように。

No.	内容
	その他
95	表紙 近年、他の自治体で増えているように、「計画期間 令和6年（2024年）度～令和10年（2028年）度」と表紙に明記いただくと、計画が職員や関係機関・住民等に周知・活用されやすいのではないのでしょうか。
96	1 計画策定の趣旨 本計画が周知され実効性を上げるためにも、従来の女性支援の法的枠組みと比べ、なぜ／何が大きく変わったのかについて、簡潔に説明を補足する必要があるのではないのでしょうか。
97	表＜主訴別状況（R4年度）＞ ・「夫等以外からの暴力 519 8%」→「夫等以外からの暴力 519 8.0%」とし、他の表と同様に小数以下1桁までの表示に揃えてください。 ・合計：割合欄に「100.0%」が漏れているので、修正下さい。
98	表＜退所後の状況（R4年度）＞ 合計：割合欄に「100.0%」が漏れているので、修正下さい。
99	表＜強みと感ずること（3つまで）＞ ＜課題と感ずること（3つまで）＞ それぞれ、団体数・割合の数字が大きい項目から順に並べた方が、わかりやすく、また調査結果を活用しやすいのではないのでしょうか。
100	表について 視覚障害を持つ人などのための合理的配慮措置として、表も文字埋め込みで機械可読のpdfとしてください。
101	第4章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項 基本目標1 困難な問題を抱える女性の意思に寄り添った早期からの切れ目ない包括的な支援の提供の（4）心身の回復や日常生活の回復に向けた支援、（5）同伴児童への支援、（6）女性の希望や意思に応じた自立支援、に係る女性と児童の支援に、『DV被害を受けた母と子の支援プログラム』（DVに曝された母子を支援するコンカレントプログラムなど）を実施することを盛り込んでいただくことを提案します。
102	第5章2 各種計画との連携 次の【 】内を補足してください。 「富山県民男女共同参画計画」、「富山県DV対策基本計画」、「富山県民福祉基本計画」【「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」】「富山県SDGs未来都市計画」など各種計画に基づく諸施策との連携を図ります。」 （理由・説明） （1）DVを始め女性が抱えるさまざまな困難の発生を未然に防止し、また「困難な問題を抱える女性の早期の把握」や支援につなぎやすくするためには、子どもから高齢者までの人権教育・啓発も不可欠であり、その計画との連携が欠かせません。 （2）p11の「計画の体系」図では、推進項目として「人権教育」も掲げられ、また第4章の（1）では「人権擁護委員」との連携も掲げられています。これらの点からも「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」もあわせて明示すべきです。
103	第5章3 計画の評価 次の【 】内を補足してください。 「基本計画の見直しに当たっては、見直し前に、基本計画に定めた施策の評価を行うこととし、その際には、県内女性の実態調査や関係者【、関係する機関や団体】からの意見聴取を行うこととします。」 （理由・説明） 民間団体や関係機関との連携も本計画に不可欠な重要な要素であり、そうした組織からも意見聴取をすることは、必要かつ今後の改善に有効です。
104	喫緊に必要なのはシェルターと存じます。現在、稼働しているシェルターはあるのでしょうか。 また、あるのであればそれは本当に使い良いものに整備されているのでしょうか。 場所などの特定は防ぐ必要はあるものの、シェルターのあるなしははっきりと公言すべきものと思います。
105	最後にこの担当課の名称に女性が入っていないのはおかしいです。女性はこども施策の付録なのではないのでしょうか？数年ごとに女性の課題を扱う担当課が変わり、いつも覚えることも難しいです。女性の課題の課とわかるように、そして変えることがないように、県のやる気を示してください。
106	県のトップや職員、自治体に計画を理解するための研修、支援が必要です。計画を作ってから進めれるように明記し、令和6年度から策定委員を始め担当課と民間支援者が協力して当たることを望みます。
107	女性相談センターの強化とあるが、具体的は何を示しているのか？県は市町村を指導する立場であるから、県自身の専門を高めてほしい。女性たちに寄り添う相談員が質のよいスーパーバイズを受けれるように外部（県内外の実績のある）アドバイザーのような方がいるべきだと思う。強化と言うのは予算や財政面の裏付けがあって成り立つもの。そこも県として明記してください。
108	地域から住宅支援、再就職支援、税制における差別の解消、年金権の問題の整理など地方から変えていけること、国に要望すべきことを肅々と実行していただきたいと思います。切に要望します。
109	民間団体 厚生労働省が昨年3月24日に出した、モデル事業である若年被害女性支援事業における民間団体の適格性に関する通知を遵守されることを望みます。

No.	内容
110	<p>民間団体 多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として 連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるため、県及び 市町村は注意深く、そして広く市民から、情報収集に努めることを望みます。</p>
111	<p>事業評価 本支援事業には地域等多くの方々が関係します。計画更新にあたっての意見聴取は広く市民からなされるべきです。また、そのためにも、事業評価は意見聴取前に公開されるべきです。</p>
112	<p>事業評価 支援活動が多岐にわたることから、事業の評価は事業全体ではなく、個別の活動に対して行い、PDCAの精度を高めるべきと考えます。</p>
113	<p>事業評価 毎年度の事業成果とその評価は市民に公開されるべきと考えます。事務事業評価などの公開する計画があればご教示下さ</p>
114	<p>全体 例えば東京都でのモデル事業(若年被害女性支援)では、住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が起き、第211国会参議院でも質疑が交わされています。このような混乱は支援対象者の為になりません。混乱が起きぬよう、情報公開をしっかりと行い、透明性の高い活動となることを望みます。</p>
115	<p>官民連携が目標の一つに掲げられていますが、それぞれの役割を明確化すべきと思います。 民間団体はその方面のスペシャリスト、現場を一番知っている方々であり、喫緊で何が必要であるか、中長期的に何が必要であるかの意見発信の場。一方、官はすくい上げた意見に対して資金・助成金を確保する機関。 連携は大事です。どのように連携するのかが定まっていれば双方、動きやすいと思います。</p>